

海老名市立今泉小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 この会は、今泉小学校PTAという。
第2条 この会は、事務局を今泉小学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、父母と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
1. よい父母、よい職員となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の指導をする。
3. 児童青少年の生活環境を良くする。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. 国際理解に努める。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることができるものは、次のとおりである。
1. 今泉小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。
2. 今泉小学校の教職員。
3. この会の主旨に賛同する者。
ただし第3号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。
第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
第8条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

- 第9条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。
第10条 この会の経費は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第13条 この会の役員は、次の通りとする。
1. 会長、副会長、書記、会計をおき、8名以上10名以内を定数とし、役員を構成する。
2. 前項のうち会長においては1名、副会長、書記、会計においては2名以上4名以内選出するものとする。
3. 役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。

第14条 役員は、指名委員会が会員中より指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。但し、任期の途中で欠員が生じた場合はこの限りではない。

第15条 役員の任期及び再任については次の通りとする。

1. 役員の任期は2年とする。
2. 同じ役員の職については1回に限り再任を妨げない。但し、教職員から選出された役員についてはこの限りではない。
3. 役員に欠員が生じた場合に選出された役員の任期は、前任者の残期間とする。
4. 役員は、任期終了後、地区委員（地区役）に選任されることを免除される。
同居の家族においてはその限りではないが、地区委員（地区役）の役職に選任されることを免除される。

第16条 役員の職務は、次の通りである。

1. 会長は、この会を総括し、総会・運営委員会及び全員委員会を招集し会議の議長となる。
会長は、会計監査委員会を除くすべての集会に出席し意見を述べることができる。
2. 会長は、他の役員及び校長の意見を聞いて常置委員会の委員を委嘱する。
3. 会長は、運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員を委嘱する。
4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を代行する。
5. 書記は、議事並びに重要事項を記録し会長の指示によりこの会の庶務を行う。
6. 会計は、この会の一切の会計事務を処理し総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

第7章 会計監査委員

第17条 この会の会計監査をするため、2名の監査委員を置き任期は1年とする。

第18条 会計監査委員は、指名委員会が会員中より指名した会計監査委員候補者を総会の同意を得て決める。

第19条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第8章 役員・会計監査委員候補者指名委員会

第20条 役員及び会計監査委員の候補者を指名するときは、役員・会計監査候補者指名委員会（以下指名委員会という）を置く。

第21条 指名委員会の構成人数と選出の方法は細則で定める。

第22条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 総会

第23条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度の初めに開催する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または、会員の五分の一以上の要求があったとき開催する。

第25条 総会は、会員の五分の一以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。

第26条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

第27条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長、並びに学年委員の正副委員長、及び校長・教頭をもって構成する。

第28条 運営委員会の任務は、次の通りである。

1. この規約に定められてあるものの他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し各委員会の連絡調整にあたる。
2. 総会に提出する議案の調整並びに議事日程の立案にあたる。
3. その他、重要事項を審議処理する。

第29条 運営委員会は、構成委員の四分の一以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。
議事は、出席者の過半数で決する。

第11章 常置委員会及び臨時委員会

第30条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案するために常置委員会を置く。
常置委員会についての必要な事項は細則で定める。

第31条 特別な事項について必要がある時は臨時委員会を設けることができる。
臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

第12章 学年委員及び地区委員

第32条 この会と学年との連絡にあたるため学年委員を置く。
学年委員についての必要な事項は細則で定める。

第33条 この会と地区との連絡にあたるため地区委員を置く。
地区委員についての必要な事項は細則で定める。

第13章 全員委員会

第34条 各種委員会の連絡にあたり会の運営に協力するため全員委員会を置く。
1. 全員委員会は、役員・常置委員・学年委員・校長及び教頭をもって構成する。
2. 全員委員会を開催する必要がある時は会長が招集し会議の議長となる。

第14章 会費

第35条 会員は、会費を納入するものとする。
必要な事項は細則によって定める。

第15章 事業年度

第36条 この会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16章 細則

第37条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第17章 改正

第38条 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があった時に総会に提出するものとする。
この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

第18章 個人情報の取り扱い

第39条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

附則) 本規約は、昭和 5 6 年 6 月 9 日施行するものとする。

平成 6 年 4 月 2 3 日 (改正)

平成 8 年 4 月 2 6 日 (改正)

平成 1 9 年 4 月 2 0 日 (改正)

平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (改正)

平成 2 8 年 4 月 2 8 日 (改正)

平成 2 9 年 4 月 2 8 日 (改正)

平成 3 0 年 1 月 1 日 (施行) 第 1 2 章 学年委員及び地区委員 (第 3 2 条)、
第 1 3 章 全員委員会 (第 3 4 条)

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 (改正)

海老名市立今泉小学校PTA細則

第1章 会費

第1条 会員の納入する会費は、1世帯月額200円とする。

第2章 役員

第2条 役員で書記、会計2名以上4名以内の内、それぞれ1名は教職員をもってこれにあてる。任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、指名委員会が会員中より指名した役員候補者を運営委員会の同意を得て決めることができる。

第3章 会計監査委員

第3条 会計監査委員は、会計監査委員長を互選により選出する。
会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

第4章 役員及び会計監査委員候補者指名委員会

第4条 役員及び会計監査委員候補者指名委員会は、役員の代表・学年委員の代表・地区委員の代表及び教職員の代表より構成され、委員長1名・副委員長1名を互選により選出する。

第5条 次年度役員及び会計監査委員候補者の指名は、年度の終わりに行う。

第5章 総会

第6条 会員の移動及び新役員・会計監査委員の承認ならびに年間活動計画及び収支予算の審議決定・会計監査を経た収支決算報告書の承認は、年度初めの定期総会で行う。

第6章 常置委員会及び臨時委員会

第7条 常置委員会として、成人教育委員会・児童厚生委員会・校外指導委員会・広報委員会を置く。

第8条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第9条 各委員会に、委員長1名・副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。
各委員会の委員長及び副委員長は、運営委員会の構成員となる。但し、役職を兼務する者は、正副委員長の互選から外す。

第10条 正副委員長及び委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第11条 常置委員会の任務は次の通りである。

1. 成人教育委員会

会員が良い父母、良い教員となるように自ら努め、互いに教養を高めるようにすると共に会員相互の親睦をはかる。

2. 児童厚生委員会

児童の福利厚生をはかり特殊な事情にある児童の援助・指導に努める。

3. 校外指導委員会

児童の家庭生活ならびに児童相互の自主的集団生活の指導をする。

4. 広報委員会

この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し情報の伝達、意見の交換に努める。

第12条 臨時委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第13条 臨時委員会に委員長1名、副委員長1名、書記1名を置き委員の互選により選出する。

第14条 臨時委員会は、その任務を終わったとき解散する。

第15条 校長・教頭は、学校管理ならびに教育上、常置委員会または臨時委員会に出席して意見を述べるができる。

第7章 学年委員会

第16条 学年に関する常置委員会の権限以外の事項につき、学校と緊密な連絡のもとに児童の幸福な成長をはかる目的をもって学年委員会を置くことができる。学年委員は、学年委員会を代表し、会と学年との連絡にあたる。

第17条 各学年に学年委員6名以上を置き会員の互選により選出する。

第18条 各学年に正副委員長各1名を置き委員の互選により選出する。

第19条 1. 学年委員会に委員長1名、副委員長2名を置き委員の互選により選出する。
2. 正副委員長及び委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第8章 地区委員

第20条 各地区に地区委員（地区役）若干名を置き会員の互選により選出する。

第21条 地区委員（地区役）は、会と地区との連絡にあたる。
各地区委員（地区役）間の連絡調整のため、地区長会議を置くことができる。

第9章 表彰及び慶弔

第22条 役員、または役員としてつとめ功労ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。

第23条 その他運営委員会が功労ありと認めた場合は、これを表彰することができる。

第24条 会員、またはこの会に関係ある者の慶弔、その他の事項に際して慶弔の意を表することができる。

附則）本細則は、昭和56年6月9日施行するものとする。

平成 4年 5月 1日（改正）

平成 6年 4月23日（改正）

平成 8年 4月26日（改正）

平成 9年 5月 2日（改正）

平成15年 4月 1日（改正）

平成19年 4月20日（改正）

平成25年 4月30日（改正）

平成28年 4月28日（改正）

平成29年 4月28日（改正）

平成30年 1月 1日（施行）第7章 学年委員会、第16条、第17条

平成31年 4月25日（改正）